

平成24年度第3回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第21回)

日 時：平成25年1月25日（金）午後2時00分から

場 所：山梨県環境整備センター会議室

出席者：○委員

北杜市副市長	堀内 誠
北杜市生活環境部長	坂本 正輝
北杜市環境課長	土屋 裕
上神取区長	清水 清
下神取区長	所 一郎
浅尾区長	篠原 眞清（代理出席）
東光区長	深沢 利雄
山梨大学名誉教授	中村 文雄
山梨大学工学部教授	金子 栄廣
東京海上日動リスクコンサルティング㈱主席研究員	杉山 憲子
山梨県森林環境部理事	高木 昭
山梨県環境整備課長	保坂 公敏
山梨県中北林務環境事務所長	岡部 恒彦

○事務局

財団法人山梨県環境整備事業団副理事長	清水 文夫（事務局）
財団法人山梨県環境整備事業団専務理事	広瀬 正三（委員兼務）
財団法人山梨県環境整備事業団センター所長	望月 幹也（ 〃 ）
財団法人山梨県環境整備事業団事務局次長	渡邊 和彦（事務局）
財団法人山梨県環境整備事業団業務管理課長	米長 徹（ 〃 ）
財団法人山梨県環境整備事業団業務管理係長	有泉 和紀（ 〃 ）
財団法人山梨県環境整備事業団業務管理係長	瀧口 晴夫（ 〃 ）

○欠席

北杜市明野総合支所長	堀内 健二
御領平区長	清水 春男
浅尾新田区長	長田 一元
中込区長	清水 忠男
浅尾原区長	佐野 隆

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 安全管理委員会設置要綱
- ④ 委員名簿
- ⑤ 資料1：漏水検知システムによる異常検知に係る対応の経緯
- ⑥ 参考資料：漏水検知システムの結果判定図
- ⑦ 資料2：原因究明調査の進め方
- ⑧ 資料3：調査委員会設置要綱
- ⑨ 資料4：環境モニタリングの結果について

<司会>

本日は委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。ただ今から平成24年度第3回の山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。

それでは、会議に先立ち、委員の皆様方にお配りした資料の確認をさせていただきます。本日配布させていただきました資料は、次第、席次表、委員名簿、安全管理委員会設置要綱、資料1「漏水検知システムによる異常検知に係る対応の経緯」、資料1の参考資料「漏水検知システムの結果判定図」、資料2「原因究明調査の進め方」、資料3「調査委員会設置要綱」、資料4「環境モニタリングの結果について」、以上の9点でございます。

また、参考資料として、環境モニタリングの全データをファイルしたものを置かせていただいておりますが、このファイルは前回御説明させていただいたようにセンターでお預かりいたしますので、持ち帰らないよう御注意ください。

もし資料に不足等がありましたら事務局までお知らせ願いますが、よろしいでしょうか。

なお、本日の議題は、開催通知に記載させていただきました議題1に加えて、議題2として「環境モニタリングの結果報告」を追加いたしました。この議題2は議題1に関係いたしますので、議題1と併せて説明させていただきます。

それでは、ここで会議に入ります前に傍聴者の皆様をお願いがございます。

会議中は入口や壁に掲示しました「傍聴者の注意事項」をお守りいただきますようお願いいたします。万が一、守っていただけない場合は退席をお願いするとともに、次回以降本会議を非公開とさせていただくこともございますので、御了承ください。

それでは、次第に従い、会議を進めさせていただきます。

当委員会は、安全管理委員会設置要綱の規定により、委員長が議長を務めることとなっております。

それでは、委員長よろしく願いいたします。

<議長>

安全管理委員会設置要綱の規定に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。

本日は平成24年12月19日に山梨県環境整備センターの漏水検知システムに異常検知が発生した件につきまして、その経緯説明と、今後の原因究明調査の進め方等につきまして、安全管理委員会の皆様の御意見を伺うことを目的に開催させていただきました。

委員の皆様方には議事が円滑に進められますよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議題に入りたいと思います。

なお、本日は議題が二つございますが、先程事務局から説明がありましたとおり、議題1と議題2を併せて説明していただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

<委員>

委員長申し訳ございません。

実は個人的なことで大変申し訳ございませんが、急遽別の会議が4時からございまして、大変恐縮ですが、出来ましたら議題1を先に御説明していただき、質疑をさせていただいて、その後、次の環境モニタリング結果の報告をしていただけると大変ありがたいと思いますので、御検討いただけますでしょうか。

併せまして、委員の皆様方には申し訳ございませんが、途中で中座させていただくことになると思いますので、御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

<議長>

分かりました。それでは、時間が限られているようですので、重要な議題1の方を先に御説明いただくことにしたいと思います。

<事務局>

議事に入ります前に一言発言をお許しいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

本日の安全管理委員会におきましては、委員の皆様には大変お忙しい中御出席いただきまして大変ありがとうございます。

今回の二度目となりました漏水検知システムの異常検知につきましては、安全管理委員会の皆様には、大変御心配をおかけいたしまして、極めて遺憾であると考えております。

また、11月30日に漏水検知システムのモニターに「機器メンテナンスが必要です」といった表示がされましたが、このメッセージを定期点検の知らせだと認識違いをしてしまいまして、内容を理解しないまま見過ごしてしまいましたことにつきましても、心からお詫び申し上げます。

今回の件につきましては大変御心配とご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。

(事業団職員一同 礼)

当事業団としましては、役員と職員がより一層の危機管理意識を持ちまして管理に当たってまいり考えでございますので、どうかよろしく御理解をお願い申し上げます。

<議長>

それでは資料の説明の方をお願いいたします。

<事務局>

今回の漏水検知システムによる異常検知に係る対応について、経緯を説明させていただきます。

資料1及び参考資料を御覧ください。

平成24年12月3日の始業時に、浸出水処理プラント維持管理委託業者の職員による通常業務において「機器メンテナンスが必要です」のメッセージが確認され、センター職員に報告がありました。

11月30日（金）の昼以降にメッセージが表示されていた可能性が高いと思われませんが、システムの目視確認は、平日は始業時の1回であるため、休み明けのこの日に確認されました。

センター職員は、これまで年一回の定期点検を12月～2月に実施していたことから、時期的に一致していたために定期点検に対する告知と捉えていました。

また、判定画面上は何ら問題ない状態であったことから、緊急性のあるメッセージとは認識しませんでした。

参考資料1ページの結果判定図を参照してください。

平成24年12月5日、漏水検知システムの施工業者とは、メッセージ確認以前から相談していた電極ケーブル保護用の塩ビ管補修方法について12月18日に現地確認してもらうことになり、同時に機器点検を実施してもらうことになりました。

平成24年12月18日、施工業者による点検実施により、過電流保護ヒューズの断線が判明しました。

ヒューズ断線に係る要因は過電流の通電が疑われたため、過電流により再びヒューズが断線するのを防止するため、測定電圧を5Vから1Vに下げ、19日の午前0時から定時測定を再開し確認することになりました。

また、11月30日午前6時開始の測定途中より欠測があることが疑われましたが、データを社に持ち帰り、最終的な判断は社内で検討することになりました。

平成24年12月19日午前5時30分、センター職員が携帯電話への漏水検知システムの警報を受信しました。

同日午前6時40分、漏水検知システムの判定画面で異常検知を確認しました。これについては参考資料2ページの結果判定図を参照してください。

同日午前6時50分、センター職員全員への連絡及び招集を行い、同日午前8時、事業団幹部職員、山梨県環境整備課へ報告するとともに、地下水集排水管モニタリング人孔に通水がないことを確認。これについては参考資料6ページを参照してください。また、地下水観測井2号の連続測定結果に変動がないことも確認し、埋立地から浸出水の漏水がないと判断しました。

また、異常検知地点付近の埋立は計画3層の9m、及び最終覆土の1mが完了している箇所であることも確認しました。この位置については、参考資料の5ページの平面図を参照してください。

同日午前8時30分、廃棄物搬入停止を決定し、搬入業者へ連絡をしました。

同日午前9時、漏水検知システムの施工業者が来所し、システムの点検を開始しました。

同日午前10時、北杜市、安全管理委員会委員長へ報告し、順次各委員に報告を行うと

ともに、環境モニタリング委託業者へ臨時モニタリング調査を依頼しました。臨時モニタリング調査の内容は、浸出水、地下水集排水管モニタリング人孔、地下水観測井1号から3号について、有害物質等全項目について依頼しております。

同日午後8時30分、施工業者からシステムの点検結果についての速報として、システムの誤作動ではなく、平成22年10月2日に発生した現象と酷似しており、遮水シートの異常を検知したのと考えているとの見解を受けました。

平成24年12月20日以降については、1月4日までは、土日祝日、年末年始休暇を含め、1月5日以降は土日祝日を除き、毎日、地下水集排水管モニタリング人孔の通水状況及び地下水観測井2号の連続測定結果の変動の有無を確認していますが、異常は確認しておりません。

なお、これまでも平日実施の日常点検において、地下水集排水管モニタリング人孔は平成24年7月31日以降、同年12月18日までの間に通水が無いことや、地下水観測井2号の連続測定において異常が無いことを確認しています。

平成24年12月21日、環境モニタリング委託業者が臨時モニタリング調査のため、採水を実施しました。

平成24年12月28日、臨時モニタリングの一部について、速報値を受領しました。ダイオキシン以外の正式な結果については、1月21日に報告がありました。

お配りした環境モニタリング結果に掲載しておりますとおり、遮水シートの異常検知前後において、各地下水観測井に異常は無く、漏水が疑われるような結果は出ておりません。また、その他の通常モニタリングにおいても、これまでのセンターの操業において周辺環境に問題が無いことを確認しております。

平成25年1月8日、漏水検知システムの施工業者から口頭で、ヒューズ断線は遮水シート異常検知箇所の過電流が原因ではないかとの見解がありました。

平成25年1月11日、施工業者から、平成24年12月19日に発生した漏水検知システムの異常検知に関する調査報告書が提出され、その内容は次のとおりです。

D09-U47交点で発生した異常は、次の理由により、平成22年10月2日に発生した事象と同様の現象と考えられる。

- 1：上電極と下電極を格納箱に引き込むプルボックス内部において、絶縁不良や接触は発生しておらず、正常な状態でありシステムの誤作動ではない。
- 2：D09-U47交点で発生した約50mAという大きな電流値は、既設測定器の故障ではなく、処分場内で発生している現象であり、平成22年10月2日に発生した事象と同様の現象と考えられる。
- 3：D09-U47交点におけるインピーダンスは、1.2Ωという小さな抵抗値であり、これは前回の異常検知に関し、平成22年12月21日の測定結果と同様の結

果を示している。

平成24年11月30日以降の測定結果においても、ヒューズの断線が考えられる測定値、全交点電流値0mAであった。

電極セクタ内部の過電流保護ヒューズの導通試験を実施したところ、ヒューズの断線を確認した。

ヒューズの断線は過電流が流れたために発生した。

とのことでした。

同日午後1時00分、山梨県へ調査報告書の内容説明を行いました。

同日午後3時30分、北杜市、安全管理委員会委員長へ報告し、順次各委員に報告しております。

続きまして、異常検知に係る原因究明調査の進め方について、説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

事業団では、前回の異常検知における原因究明調査の進め方なども踏まえ、今回調査を進めるにあたり、中立性や専門性も考慮する中で、漏水検知システムの異常検知の原因究明に必要な専門分野の学識経験者の方に参加していただき、調査委員会を設置し、調査計画の策定から調査、結果取りまとめ、安全管理委員会への調査結果の説明まで、一連の原因究明調査をお願いしたいと考えております。なお、調査計画については調査委員会で策定後、委員の皆様にも周知したいと考えております。

資料2にありますとおり、この安全管理委員会において当方で考えている調査委員会の設置及び委員を説明し、早速調査委員会を設置して、第一回目の調査委員会を開催し、事業団から異常検知に関する経緯説明をさせていただき、その事象を基に調査実施計画を策定、必要な調査を実施して、調査結果を集約していただきたいと思います。

集約していただいた調査結果は、報告書として取りまとめていただきたいと思います。

また、安全管理委員会に説明していただきたいと思います。

なお、調査委員会が必要とする補助的作業は事業団が行うこととし、調査期間中には、必要に応じて安全管理委員会の委員の皆様方の立会を実施したいと考えております。

続きまして、調査委員会について説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

まず調査委員会の役割ですが、今回の漏水検知システムの異常検知に関して原因究明に関する調査実施計画の策定、調査の実施、報告書取りまとめ、安全管理委員会への調査結果の説明を行っていただきたいと思います。

次に組織ですが、委員は漏水検知システムの異常検知の原因究明に必要な専門分野の学識経験のある方をお願いし、委員会には委員の互選により委員長を置いて運営していただきたいと思います。

なお、委員には資料2ページ目のとおり、当安全管理委員会の学識経験者として委員をお願いしている、金子山梨大学大学院教授、中村山梨大学名誉教授、杉山東京海上日動リスクコンサルティング主席研究員の3名と、先般、前回の異常検知に関して、山梨大学坂野助教からの意見書に対する検証をお願いした、鈴木山梨大学名誉教授、澤広島大学大学院特任教授の2名を加えた5名の方をお願いしたいと考えております。なお、専門分野は記載のとおりです。

また、会議は原則として公開とさせていただきますが、会議の内容等において支障が生じると懸念される場合は、委員の協議により非公開とすることができるものとします。

以上です。

<議長>

どうもありがとうございました。

ただ今、事務局から異常検知の経緯、それから原因究明調査の進め方についての説明をいただきました。

全体について御質問御意見をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

今回、今推測される範囲では前回と同様な内容での事故がまた起きてしまったということについて、それから実際にシステムが検知した日が発表とまた違う日が報告されるというような、非常に曖昧な経緯が報告されていますが、まず第一点として、実際前回あれだけ議論をした経緯を踏まえて、事業団があれ以降、処分場の運営にどの様に真摯に当たってきたのか、非常に疑念を持たざるを得ない結果になっております。

先ほど、お詫びの簡単な挨拶がありました。私はそんなことで済む問題ではない、頭を下げて済む問題ではない、実際どうということが行われて、どうなっていたのかを、もっと委員会で明確に御報告をいただきたい。その管理上で、今回は完全に運営上であれだけの経験を積んだ上で全く同じようなことが起きたということは、事は簡単ではないというふうに捉えておりますので、まず事業団の運営自体がどうだったのか。事故以前より回数を増やして毎日4回もシステムを監視していながら、実は十何日間も全く感知していないデータをそのまま見過ごしているとか、信じられない。それらも含めて、前回はどの様に受け止めて、どの様に管理に当たってきたのかを分かりやすく説明していただきたい、まずそれが第一点。

それから次は、この安全管理委員会で、前回事故に関する原因究明並びに防止策に対して、概ね了解した形で終わっております。ということになりますと、私自身の責任も含めて、一般の県民の皆さん、市民の皆さんから見れば、安全管理委員会が了承した前回の原因究明並びに再発防止策そのものがどうだったのか、問題がなかったのかどうかということ、この安全管理委員会として検証をする。そして出来る限り何が問題だったかを、

委員会として積み上げた上でなければ、今、縷々説明のありました、別途調査委員会を作
って専門家の皆さんだけで調査するなんて言ったって、私はまた同じようなことが起き兼
ねない気がしますし、もっと言えば前回の調査の観点があれでよかったのか。ただシート
に孔が開いたそこへ、その原因だけに関わってしまって、もっと様々原因として調べられ
る、原因となる可能性のある、調査すべき項目を見過ごしてしまっていることが一杯ある
のではないか。それらも含めて、この安全管理委員会の中で出来る限り、私達の知識の中
で、専門家もいらっしゃる訳ですから、専門の皆様知恵も借りて、まずそこをやってか
ら次の調査に移らないと、時間と経費の大きな損失になると思いますし、私達安全管理委
員会の委員としての責任を果たせないと思いますので、是非その二点を御検討いただき
たいと思います。

<議長>

今、二点御意見を頂戴いたしました。まず一点目の、前回の事故以降、どうい
う安全管理面での対応をしてきたのかということですが、事業団としてはいかが
でしょうか。

<事務局>

前回の異常検知の原因究明に当たりまして、長らく安全管理委員会の皆様、また
専門家の先生にお願いをしたところでございますが、安全面について申し上げますと、
前回の異常検知の原因は遮水シートに損傷があつて通電したことによるもので、
その損傷時期とすれば遮水工の施工時から保護土施工までの間ではないかとい
うことで、特に重機での作業について注意しなければいけないと、前回の調
査の過程の中で具体的な再発防止策として、重機等による遮水工への圧迫が
無いようにカラーコーンによる重機の位置の区分をしたり、作業に際しては
事業団職員の立会の下に慎重にやっていただく、遮水シートに出来るだけ力
を加えないような方法を取るなどの対策を実施してまいりました。

また、管理の面では、漏水検知システムの測定回数を増やしたり、また環境
モニタリングの回数を増やしたりして、仮に事故が起きた時には早期対応の
体制を整えさせていただきました。

そういう中で、昨年三月末から搬入をさせていただきました。搬入にあたり
ましては、職員一同、より一層注意をいたしまして、とにかく安全第一とい
うことで作業をさせていただきました。

昨年の11月までは特にシステムの警報もなく、事故等もなく、無事に何と
か来たというところがございます。

ただ、先ほど委員がおっしゃられたとおり、11月30日のヒューズの断線、
またそれに対するメッセージ、その修理をして漏水検知システムの警報が出
たという経過につきましては先ほど御説明させていただいたとおりでありま
すけれども、11月30日の事象について事業団職員が十分な認識を持ち得
ずに、結果的に二週間程度以上、機械の故障に気

付かずに過ぎてしまったということについては、本当にお詫びのしようもないことだと思いますけれども、これまでの埋立をやらせていただいている中では、先ほど申し上げましたように、細心の注意を払い、作業を実施してきたと考えております。

<議長>

御説明いただきましたが、いかがでしょうか。

<委員>

細かくお聞きしますけれども、十分留意をして作業に当たってきたというお話ですけれども、前回と同様な事故と言いましても、前回はヒューズが断線していませんが、今回はヒューズが断線しちゃっているのです。

その一番大事なヒューズが断線していることに気が付かないなんてことは、皆さん、この間、システムの勉強をされ、業者と様々検討する中で色々な知恵をいただき、その辺の検証を重ねて仕事に当たってこられたお立場とすれば、私達からすれば考えられないことですよ。そういう認識はありませんか。

<議長>

事業団お願いします。

<事務局>

本当に申し訳なく思っております。結果的には、私の管理不行き届きということに尽きると思います。

あくまで言い訳になってしまいますけれども、我々の慢心の中で、結果判定図というもので異常の有無を判断してまいりました。この異常がないというデータをつい鵜呑みにしてしまいまして、「機器メンテナンスが必要です」というメッセージを重篤な故障と捉えず、勘違いをしてしまったということで、私の管理不行き届きで謝るしかございません。

申し訳ございませんでした。

<委員>

そうすると、業者が何らかの修繕をする必要があつて、12月18日にチェックをして初めて異常に気が付いた訳ですが、それがなければ、ずっとそのまま検知なしで作業していたわけですが、それ以降も検知なしでの埋立作業がずっと続いた訳ですか。

<事務局>

12月18日には業者が来てくれるということで調整をしていましたので、その時にメッセージのことで相談をしたというのが事実です。結果的に、そこで打合せをしたのです

が、その打合せの際に確認される状態になっておりましたので、18日以降搬入を続けるという状態ではありませんでした。

<委員>

ですから、そういう予定がたまたまあったから気が付いたということでしょう。予定が無ければそのままだったということでしょう。

私が申し上げたいのは、皆さんが手落ちだった、うっかりした、私の責任だということではなくて、何が大きかなんです。

安全性を担保する漏水検知システムが作動していない中で、埋立作業が延々と行われたということの持つ危険性、問題点をどう皆さんが考えられるかということなんです。大事なことは、それを考えて事にあたっていただかなくてはいけないと思うんです。

早速に原因調査を、今度は調査委員会を設置してやりますとか次に調査をしますからとか、それで済まされる問題ではない。私は事業団の皆さんの頭の中の安全に対する感覚を前回は切り替えられるべきものであったものが、今回こういうことになったんですから、変わってないということですから、そこの切り替えをどうやってしっかりやっていくかというところをもう一步、穴を掘って現場を調べる以外に、皆さんの頭の中をどの様に変えていくかという対策をしっかり立ててもらわなければ、同じことがまた起きますよ。

大変忙しくゴミが入っているということで、そちらの方が忙しかったのかも知れませんが、皆さんがまず一番留意をしていただくのは、当然そういう意識はあると思いますが、地域へ迷惑を掛けない安全操業、それが最優先でしょう。

ゴミを受け入れる以前に、その考え方をどうやって今後改めていくのかを、私達に分かるように、市民、県民に分かるように、安全管理委員会委員に分かるように、どういう形でやっていくお考えかを是非聞かせてください。このまま、ただ穴を掘って調査すればいいという問題ではないと強く思うものですから、お考えをお聞きます。

<事務局>

お叱りをいただき、また御指摘をいただきましてありがとうございます。

先ほど申し上げましたけれども、私どもこれまで安全第一ということで、最優先でやらせていただいたつもりではおりますが、今、御指摘がございましたように、今回こういう異常検知が起きたことについては、非常に重く受け止めております。

具体的に、メッセージ等に対する対応はもちろんでございますが、この処分場のこれまでの経過、また、とにかく安全を確保するために私どもがこれまでやらせていただいた管理運営を含めまして、また職員の意識をしっかりと再確認をして新たな気持ちで臨みたいということはもちろん思っております。

そのためには、研修会をしたり、職員同士のいろいろな議論、また委員の皆様からの御意見も頂きながら、気を引き締めて、しっかり対応していきたいと考えております。

もちろん、先ほど委員がおっしゃられましたように、掘って調査をして終わりだと考えている訳ではなく、前回の結果、また今回これからいろいろと調査をしていくにあたりまして、御意見、御指導をいただく中で、それをしっかりと心に留め、また頭の中に叩き込んで、職員一丸となって安全性の確保に当たらせていただきたいという決意でございますので、よろしく願いいたします。

<委員>

今、私の方でお願いしたのは、事業団が今後どういう考え方で安全を中心とした運営に当たっていくかについて、それをどういう様な形で実施をしていくかも含めて私たちにも分かるように明文化してください。そういうものが目に見える形で出て来なければ、残念ながら私は変わらないと思います。

まず、今の時点でのお考えで結構ですので明確になさってください。

<事務局>

先ほど、申し上げさせていただいたとおりの気持ちでございます。

今、委員から明文化しろというようなお話もございました。具体的にどの様に実施していくのかということにつきましても、まず私達の心構え、それから実際の運営に当たりまして、これまでもマニュアルとか資料等を使いまして職員の意思統一を図っていた訳でございますが、それをより徹底できます様に、今後の方針、今後の考え方、心構えというものを明確にした上で、実際の作業等に当たる心構えにつきまして再度見直しをして、また委員の皆様にも御覧いただき、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

<委員>

それでは、明文化してくださるという理解をいたしましたので、是非お願いします。

それから、もう一点、大変これも申し上げにくいことですが、こういう事態が起きたことを真摯に受け止めて、運営に当たる事業団が是非行うべきだと思うのが、皆さんが批判を浴びるのはこの委員会だけです。もちろん、民間団体の様々な対応はなさっているかも知れませんが、いつも決まった人達です。

私は、大事なのはこの事業をやっていることによって、それに対する様々な批判をしっかり浴びる機会を皆さん方が持つ必要があると思います。地元への説明会を開く、そして大勢の方から御意見をいただく、それを事業運営に反映する、その仕組みがなければ変わらないと思いますよ。

これを機会に、安全管理委員会で説明しているからいいなんてことではなくて、一番の地元ぐらい説明をちゃんとされたらどうですか。そして厳しい批判を浴びて、それにお答する中で、自らを磨いていっていただくということが大事な手立てだと思っておりますが、いかがでしょうか。

<事務局>

ただ今の御質問でございますけれども、地元説明会の開催につきましては、これまでも再三説明させていただいておりますが、安全管理委員会が公害防止協定という三者の合意に基づいて設置され、そして地元の区長様にも御参加をいただき、また専門家の先生、北杜市にも入っていただき、こういう形で毎回開催させていただいております。

安全管理委員会の中で十分説明させていただいておりますし、御質問等につきましては真摯に対応し、十分説明をさせていただきたいと考えております。

そうする中で、安全管理委員会の役割をしっかりと果たしていただいていると御理解しておりますので、これまでと同じ様に、まずは安全管理委員会の中で十分説明をし、御意見をいただき、それをまた運営にも反映させていただくということで、引き続きそのような形をとらせていただければと考えております。

<委員>

安全管理委員会へ参加している地元は朝神の8地区だけです。少なくとも、朝神以外の明野も地元です。

この施設を導入する時に明野村全体での説明会を何回もされたじゃないですか。こんなことをするのは当たり前じゃないですか。安全管理委員会へ皆さんや県が説明するのは当然です。公害防止協定に基づいて決められていることです。

それと、事業者として、或いは計画を立てた県として、地元である旧明野村の皆さんの所へ説明に行って、そこで説明を尽くすなんてことは当然のことじゃないですか。

公害防止協定をこんなところで使わないでください。

皆さんは委託を受けた事業者であり、計画を立てた県ですから、明野全体へ説明してやってください。

なぜそんなところへ理屈を付けるんですか。そういう姿勢が、皆さんの考えが変わらないってことでしょうか。ここで頭を下げて、事業運営をするあなたが心構えを築きますなんてことよりは形を作ってくださいよ。一番目に見える形じゃないですか。それで心配する皆さんも安心しますよ。そういうことの積み重ねが信頼関係を築くんじゃないですか。

<事務局>

ただ今の御意見でございますが、私共の基本的な考え方でございますが、先ほど申し上げたとおり、この安全管理委員会のおきまして説明をし、それに対して御意見をいただくという形で実施をしていきたいと考えております。

<委員>

このやり取りはここで終わらせていただきたいと思います。今のやり取りを聞いてい

ただいて、お分かりのとおりです。変わりませんよ、事業団は。何回ここで立派なことを口で言ったって。

私はそういう前提で、事業団が従来のスタイルから中身が実質的に変わるということは今の議論の中では可能性が少ないと思います。

そのことを踏まえて、今後の原因究明、それから安全管理委員会としての責任を果たすにはどうしたらいいかをしっかり考えていかなければいけないと今のやりとりをしていて強く感じました。以上です。

<議長>

次に、もう一点、冒頭の委員からの御意見の中で、前回の委員会の反省をしてから新たな原因究明調査に当たるべきではないのかという御意見ですが、これはこの委員会としての問題かと思いますが、委員の皆様御意見をいかがでしょうか。

<委員>

本日は、検知システムの施工業者は出席していますか。

<事業団>

出席しておりません。

<委員>

では後で聞いておいて欲しいのですが、二点ほど教えてほしいことがございます。

資料1の1ページ目の中ほどに、12月18日の「また、11月30日の午前6時開始の測定途中より欠測があることが疑われたが、データを社に持ち帰り、最終的な判断は社内で検討することとなった」とあり、次の参考資料の1ページ目ですが図が二つありまして、下の方の図ですが、「ヒューズの断線により測定できていないが、結果判定図は異常なしと表示した」とあります。

これはどうやら資料1の1ページの中段にあります「検討することとした」というのは「データがありません」ということを言っている様な気がします。そうしますとシステムとしてデータを測定していないのに、参考資料にありますように結果判定図は異常なしと示している。これはまさにシステム上の問題がありそうなのですが。

欠測をするということはシステムが動いていない。その動いていない状況を表示しなければいけないのに出来ていない。これはちょっと問題ではないかと私は感じました。これは後日御説明いただければと思います。

それから二点目は同じ資料1の12月18日の部分ですが、「漏水検知システム施工業者による点検実施により、過電流保護ヒューズの断線が判明した」という箇所の次ですが、「ヒューズ断線に係る要因は過電流の通電が疑われた」ことから、「測定電圧を5Vから1Vに

下げて」19日の午前零時から定時測定を開始したとございまして、その状況は参考資料の2ページ目の上の図にございますが、12月19日の午前零時に1Vで測定してシステムが作動した図ですが、資料1の中ほど、平成24年12月19日水曜日の午前5時30分に携帯電話に異常発生 of 警報が届けられたとありますが、ここがちょっとおかしいなと思います。すなわち、計器は午前零時にスタートしたときに既に異常を検知していますが、職員が知ったのは午前5時30分なんです。このタイムラグはいったい何なのだろう。検知システムが作動するとしたら、異常を検知した時点で、既に警報が職員に届いていなければいけない。この点は専門業者の方にぜひ確かめていただきたい。

こういうことでは困る。参考資料にあるような測定結果判定図というのは常に正常な状態を示している点とはとにかく直していただきたい。それから二つ目の質問で、システムの応答が遅すぎる。出来るだけ異常を検知したら直ちに警報を発するようなシステムでなければまずいのではないかというのが率直な疑問です。以上です。

<議長>

何か事務局から説明がありますでしょうか。

<事業団>

本日は専門業者がおりませんが、最初の御質問の異常が出たにもかかわらず異常なしという青い判定図がでている点につきましては、測定器というのは処分場の横にあるのですが、通常は電気を流して、その電気が測定されれば、それが測定機に流れる間にヒューズがあります。そのヒューズが高電流を察知して断線しました。そのため、データそのものが管理棟内にあるパソコンへ届かずに常に0という測定値で来ており、異常なしという判定図になっています。

ただ、メーカーからすると、そこが我々も勘違いをした大きな要因だったのですが、何か異常があると「機器メンテナンスが必要です」というメッセージがパソコン画面に出ます。それがシグナルだということです。それを、先程も申し上げましたとおり、我々の方でその辺の認識が甘かったために見過ごしてしまいました。

それとヒューズが断線したことが問題という御指摘ですが、先程別の委員から前回断線しなくて今回断線したという御指摘をいただいておりますが、我々がメーカーと口頭で確認したところ、測定器と異常検知箇所 of 距離が関係しています。測定器は埋立地左岸側にありますが、前回の異常検知は埋立地右岸側で発生し、今回は埋立地左岸側で起きていることから、銅線そのものにも抵抗がありますので、その銅線の距離によって違ってきます。

もちろん、そればかりが条件ではなく、接触の仕方とかもあります。今回の異常検知の方が前回と比較すると電流のアンペアが、前回も2Aを超えているのですが、高くなっています。

ただ、一つの交点を約3.5秒かけて測りますので、超えたからといってすぐにヒュー

ズが切れるわけではない。やはりある程度一定の高さの量になって、少しの時間が掛かった所で切れるということで、今回はそういう電流の流れが察知されたことでヒューズが切れたという説明を受けておりました。

<事務局>

先程の測定時間のタイムラグについてですが、基本的に午前零時とありますのは午前零時に測定を開始するという意味です。その電流値につきましては、埋立地側にあるボックスの方で全ての二千数点の電流値を測りますが、その結果は逐一来るというものではなく、全部計測するのに5時間程度かかりますが、その全てを計測した後に管理棟のシステムパソコンからデータを取り出しに行くことになり、それで概ね5時間半ぐらいかかってしまう。これは最初から説明しているシステムのデータのやり取りの時間として最低限必要な時間になります。それで1日に多くても4回しか測定が出来ないことになっています。なので、これは午前零時に測定を開始したという意味で、全ての測点を測り終えるのに約5時間、そのデータをこちらのパソコンが取り出しに行くのですが、計測が終わった時点ですぐに取り出しに行くと支障がある場合もありまして、若干時間を置いたりして取り出しに行く時間、そしてデータが解析されてこの判定図を描きますので、それまでにだいたい5時間半かかります。

この青い判定図では、データが0ということで来ますので、判定に異常値が出ない。そして警報レベルに達しませんので警報が来ない。ただし今回はデータが来ましたので、午前5時半の時点でグラフとして描けたことをシステムが認識して警報が我々の下に来たという状況です。

<委員>

大変よく分かりました。

ただ納得できないのは5時間の過程で全地点を測定するわけですが、参考資料の2ページの測定図ですが、19日水曜日の午前零時の時点で1V測定の結果が出ている訳ですよ。

<事務局>

いえ、それは違います。これは午前零時測定開始分の判定図です。そこには開始時刻が掲載されますので、1Vで午前零時から測定を開始して、午前5時半に出たのがこの判定図になります。

<委員>

しかし、この図を正確に読みますと、測定日時は2012年12月19日午前0時00分測定となっております。すなわち午前零時に測定値が出ているということではないですか。

<事務局>

これはシステムの表示上、測定開始時刻がここに記載されます。

<委員>

それでしたら、この参考資料2ページの図の説明も午前零時から5時間の測定の中の測定値とでも書いていただかないと。

もう一つは全部の測定点の測定が終わらないと警報が出ないというのはちょっとおかしいので、逐一、可及的速やかに、異常値を検出したその時点で警報が流れるようなシステムにした方が望ましい気がします。一斉に測定を行って、全部データがそろってからここがおかしいというのも一つの安全サイドのシステムの運用かもしれませんが、出来れば異常があった時点で直ちに通報するシステムの方がよろしいのではないかと、あるいは併用する必要があるのではないかと。例えばちょっと疑わしい測点があるよという予報を出しておいて、全体のデータを解析したらやっぱりおかしいというようなシステムに作り直すべきだと思うのですが、これは本日専門業者が来ていないので、改めてまた説明をいただきたいと思います。

<議長>

他の方でも結構ですが、冒頭委員から前回の反省をしてそれを踏まえてから改めて原因究明をとというようなご意見を頂戴しましたけれども、今日は事業団からは原因究明調査のための調査委員会を立ち上げたいという御提案をいただいておりますが、これについて何か御意見ございますでしょうか。

<委員>

より具体的に申し上げますと、前回の原因究明調査ではD21-U22の交点が当初から予定され、そこを中心に掘削したら、そこにたまたま破損孔があったということで、それが通電した原因だということで、そこで終わってしまっています。

そこは法面ですから、自己修復シートが上層遮水シートと下層遮水シートの間にあるのですが、掘っている段階では法面が、お腹が膨れたように水が押し寄せられて、シート間の滞水がそれこそシートを持ち上げており、あの全面は完全に濡れてしまっていました。そういう状況で滞水を調査のために全部抜きました。もちろん滞水をチェックする必要もありましたので。

その時シートを切り取ってその下がどうなっているか見たら、当然乾いていました。目視で乾いているので漏水はしていない。それ以上調べる必要はないというようなことで終わってしまったのですが、私は今回の事故を受けて、改めて書類をひっくり返した中で気が付いたのですが・・・。

議長、口頭でただ説明しても皆さんにも理解し難い部分があるかと思しますので、資料をコピーしてきましたので見ていただきながら説明させていただきたいと思います。

(資料配布)

これはこの安全管理委員会の中でも配布されました漏水検知システムの設置施工計画書、具体的にどういう様に漏水検知システムを処分場の中に敷き詰めるか、それに当たっての様々な細かい指示とか、色々なことが書かれています。これは安全管理委員会でも出されましたが、安全管理委員会の中では取扱注意という右上に赤い印が付いてありまして、今回お配りしたものは開示請求して出てきた資料をコピーさせていただいたものですので御承知いただきたいと思います。

それで目次にはこれだけ全てのことが記されている訳ですが、これはこのうち4枚だけを抜粋してコピーしたのですが、この4枚目をご覧いただきたい。一部私が自分で調べた内容が走り書きされておりますが、これも参考に見ていただきたいのですが、工事が終わって実際に漏水検知をするかという漏水検知システムの健全性の確認の作業の部分がかここには書かれております。

ここで見ていただきたいのですが、図があって、その下に4行記載がありますが、この部分が非常に大事な部分になりますが、「現地での孔開け検知精度試験については行わない予定とする。(中間不織布及びジオバリアス、これは自己修復性シートのことですが、これが留水して水が抜けなくなり、将来的に検知システムに悪影響を起すため)」とあります。普通だったら小さい孔を開けて、水を流して検知するかどうかを当然確認しなくてはならないことだと思いますが、それをやると後に大きな問題を起す可能性があるから、敢えてやりませんと書いてある。

ところがこの処分場は、御案内のとおり、工事ミス、施工ミス、あるいは設計ミスかもしれないませんが、シートとシートの間、事業団職員が言った数字で十数トンぐらいになるだろうと言われる水が溜まってしまっている。この委員会でも、その危険性が折に触れて取り上げられて議論されてきております。

前回の調査で大変失念してしまっていたのですが、この自己修復性シートは水に触れることによって大幅に膨張する素材が中に入っていて、孔が開いた時にそれが膨張することによって、孔の周りを固めて、水が入らないようにする。そういう構造を持ったシートです。この自己修復性シートは法面にだけ使用されており、底面部は別の素材が入っていますが、それが完全に水に触れてしまっている。その内容をこの間の調査では一切確認をしないで、もしかしたら既に使えなくなっている。取り換えないと安全性が確保できない状態になってしまっているかもしれない。そのことさえもチェックをしないで前回の調査が終わってしまっている。このことに気が付いて私は驚いて、大変なことをしてしまったと考えております。そのことも含めて、前回の調査で足りない部分が様々あったのではないかと。

もう一点は、反対側の法面に黄色い表示がされておりました。今回の場所のすぐ近くだと

思います。その場所も調べた方がいいと再三申し上げました。浅尾区では区的意思としてそのことを調べていただきたいと文書で事業団に申し入れもしました。しかしそれも無視されました。あの時にやっておけば良かったと今、私自身は反省しております。あの時はこれ以上調査を進めると費用が掛かって困る困ると。今回またとんでもない費用が掛かります。あの時にやっておくべきだったと強く思っています。

それらの反省も含めて今回の問題にあたっていかななくてはならない。前回の原因究明は完全ではなかった、防止策も完全ではなかったという認識をしっかりとって調査に当たらなければならないと私は思うのですが、その辺を委員会としてどのようにお考えになるでしょうかということを上申しました。

<議長>

貴重なご指摘ありがとうございます。今日は一つの例として、前回までの委員会の中で検証しなかった部分があるという御指摘をいただいたわけですが、そのことも踏まえながら次の事象に対しての原因究明調査をすべきだということについて私も反省するところですが、これに関して他の委員から何かございませんか。

<委員>

今回二回目の漏水検知システムの異常検知ということですが、前回の異常検知は施工していた時もしくは重機で廃棄物を入れる時に傷つけてしまったのが原因だったんじゃないかということで、その再発防止ということで今後は気を付けて行きましょうということになっているのですが、例えば施工時に傷が付いていたとすると、今後も同様な、漏水検知システムの異常検知が起りうる可能性が高いと思うので、例えばこういう事象がこの漏水検知システムを導入している他の処分場でどれくらいあるのかということ、正確にもう一度確認していただいて、他でこういうことが起こっていないにもかかわらず、ここで異常検知が短い期間に起こるということであれば、やはりここ特有の原因があると思えませんが、これはやはり今言われました滞水が多いということかもしれませんので、そういうことを確認してから、今回原因究明を行う時は、そういうことも踏まえて調査をしていきたいと思っておりますし、対策として本当に水が原因なのであればそれを抜く、もしくは自己修復性シートを交換するというのも検討していかなければならないのではないかなと思います。

<議長>

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

<委員>

言葉足らずの所もございました。今の件で私が申し上げたいのは、前回のD21-

U22では自己修復性シートがどう考えても傷んでいると考えていますので、そこも今回の中でどうするのか、そこは検討していかなければならないと思います。

また、今、委員におっしゃっていただきましたが、滞水の問題をもっと真剣にこの委員会は考えていかななくてはいけない。滞水そのものがもしかしたら一つの大きな原因になっている可能性も十分考えられると思いますので、その点を考慮することと、今、委員がおっしゃったように、施工中に何らかの圧力がかかったということが確定ということになったとすれば、シートを取り換えないとこれから先もこのことに繰り返して、こんなことでお金をかけていることを県民が出費することを認めてくれるでしょうか。多額のお金をかけてしまったからしかたがない。ゴミが来なくて赤字の上に、毎度毎度こんなところに県民の大事なお金を使っていくなんて、そんなことでいいのかということを実際にこの調査の中で考えていかなければいけないと私は思います。

<議長>

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

<委員>

前回の異常検知の結果を今、検証しているわけですがけれども、そんな中でも現在こうやって異常検知が表示されているということであって、もう1ヵ月以上たっておりますので、地元としては異常を早く直していただきたい。

そして検証につきましては今の滞水なり、今までの中でいろんな課題もあると思います。

まず、とにかく現状を回復していただいて、調査をしていただいてそれからこれらの議論をしていただきたいなと思いますので、そのように進めていただきたい。

<議長>

はい。ありがとうございます。

調査委員会自体をなるべく早く立ち上げて、ただ先程から何人かの委員さんから御指摘がありましたような内容もきちんと盛り込む形で進められるようにして欲しいという御意見かと思いますが、他にいかがでしょうか。

<委員>

これは後の検討委員会にも関係することなのですが、先程自己修復性シートに関して指摘させていただきました。これはこの委員会の中では一切話はできませんでした。あのシートは水を含んじゃって使えなくなっているのではないかと、という発想の意見は全然出てこなかったですね。私も今になって気が付いて、今回ここで言わせてもらっている。

こういう事例を見ると、専門の先生方がいらっちゃって、それぞれの専門性を発揮していただいて、それはそれで大変ありがたいことだと思うのですが、処分場の構造に関する

一般的な知識、一般的というのは専門性を持った知識、アドバイスをあるいは問題提起をしていただく方がいてくださらないと、まだこの時点でも本当は前回の調査でチェックすべきところが漏れてしまっている、そういうことに私達が気付かずに行ってしまった部分があるやに思われますので、そういう処分場の構造から始まってトータルでの問題点や可能性を指摘できるような専門家を専門委員会の中にはしっかりと入っていただかないと見落としの部分が出てくるという気がしてなりません。ですから、具体的に申し上げます、先程事業団から案を出されましたけれども、委員会として、前回の反省を踏まえて、そういう方を新たに加えていただくような形を検討すべきだと私は考えますけれども、その点についても御議論をいただきたいと思えます。

<議長>

この調査委員会の中に最終処分場をトータルで分かる方にも入っていただくべきだというような御意見ですけれども、これについて事業団はどうでしょうか。

<事業団>

今回の調査委員会ですけれども、前回は御二方の専門家の先生にお手伝いいただいたんですが、あれは調査を進める過程で、外部の専門家から出された意見書について、我々が行ってきた検証結果と併せて検証していただきました。それをこの安全管理委員会の流れの中で、その方達をお願いすることが決まりまして、委員長に一任されて、御二方を選任していただいたものです。

前回は事業団が主流で最初から進めてきた調査そのものを、今回は第三者の専門家の方々をお願いするというので、今回は事業団が調査委員会を設置するという考えで、五名の先生方を選びました。その選ぶ過程で、詳しいコンサル等に今回の当センターの事象で、どういう専門分野の方々に入っていただければ検証が出来るのかについてアドバイスをいただきまして、今回入っていただく専門家の専門分野はお配りした資料の表にありますとおり、電気工学、材料工学、地下水汚染等の生活環境上の保全を検証するために環境工学、水質工学、土壌環境地下水環境等が専門分野としていただければ、十分な分析が出来るでしょうということで選任をさせていただきました。

私どもとすれば、もちろん今の意見は、意見としてお聞きしますが、この五名で十分検証は出来るものと思って選任させていただきました。

<委員>

重ねて申し上げます。私が今提起しています自己修復性シートの差替えの必要があったのではないかと大きな、これは簡単なことではないですよ。事業団の皆さんが安全のための仕組みとして自慢している一つですから。それに事業団の皆さんは気付かない、なぜか。今回また大きなお金と日数をかけて調査をするために、より具体的な事故の原因に

近付くための答えを出すために、あらゆる可能性を今回こそ探らなければならない調査ではないですか。そこへ処分場のあらゆるものについての認識や情報を持っている方に入っていただいて、そこで意見を言っていただき、それも参考にして調査の在り方を決めていくという、今回の事態を受ければ極めて当然のことだと私は思います。その方がどんなに厳しいことをおっしゃる方であったとしても、その意見をしっかりと考慮した中で、専門家皆さんの全体の中で合意形成をはかってやっていくことで、より明確な調査が行われるものと私は強く思いますので、こここそは安全管理委員会としてしっかりと強調していただきたいと思います。

<委員>

先程委員からもございましたが、この調査をなるべく早く進めていく必要があるということで、今御指摘があった点も事業団が設置する調査委員会の中で検討していただいて、もしその調査委員だけで難しいということであれば、新たに必要な方をお願いするようなやり方もあるのではないかなと考えます。

<事業団>

今、委員からもありましたとおり、私どもの考え方は資料3の要綱を見ていただければ分かると思うのですが、第5条第4項に「調査委員会は、委員の協議により必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。」ということで、その場で必要とみなされるときは、こういう方々の招聘をして意見を伺うという風に考えております。

<委員>

私が申し上げているのは、それはもう調査方法が決まった段階でしょう。方法が決まった中で個別具体的に何か必要があった時にそういった専門性を持った方にお聞きする、これはよくあることですけど。

私が申し上げているのは、そうじゃなくて、今回の反省を踏まえて、大事なところで見落としたことが現実に出ているじゃないですか。そういうことをちゃんと指摘をしてくださる方は処分場の全体の様子が分かっていないと指摘できないじゃないですか。

今回の五名の先生方はそれぞれの専門分野で活躍されている方達で、その分野に関しては安心して任せられると私も思っています。しかし、処分場全体について、様々な処分場の危険性なり処分場で注意しなければいけないことを分かってらっしゃる方は、残念ながらこの五名の中にはいらっしゃらないと、どなたも感じていらっしゃることではないでしょうか。

ですから、そういうことで材料を提供していただける方が私は必要だと思いますから、こういう話をさせていただいております。

それから急いで急いでと言われますが、確かに急ぐことは大事です。どうなっているのか掘削して確認することは大事です。しかし、慌ててまた同じようなことが次から次へ起こるのであれば、同じ事じゃないですか。ここでこそ立ち止まってしっかりと今までの調査がどうであったのかを専門家の皆さんの中で検証し直して、やっていくなんてことは当然ですし、私は一番の地元の代表として声を強くしてそのことを求めます。そうしていただかないと、同じ過ちを起こしてしまう。調査そのものに不十分というミスを犯してしまう可能性が十分あると思いますので、前回の反省を踏まえるのであれば、最低限そこはやっていただかないと安心ができないと思います。

<議長>

一番基本的な部分は調査委員会を設置するにあたり、一番初めの段階にあります調査実施計画書の策定という過程で最終処分場の全体が分かる人にぜひ委員に入っていただくべきだというお話だと思います。

できれば、事業団にはそういった方向でお願いしたいのですが。

<事業団>

委員さんの意見についてはよく理解はできます。ただし、先程別の委員からも意見がありました。我々とすれば今回第一に行いたいことは、異常が出ている箇所をまず確認をして、修復が必要であれば安全な状態に修復するというのを第一に考えています。

その上で、先程意見のありました滞水の問題やシートの問題やその他の問題はその後の中で検討したいと考えております。まずは異常が出ている箇所をまずは確認をして、危険な状態であればその箇所をまずは修繕したいと考えております。

<委員>

それは調査ではなくて、防止策です。

大事なのは調査そのものをどういう観点で行われるのかという、今議長がおっしゃいましたように、実施計画へ反映させる、そこが大切なことだと思います。

現状漏れているかどうかについては、事業団は一切漏れていません、前回と同じで、おそらく電極と電極が直接接触しているということで漏水はしていないということでしょうから、だとしたら、言い方はおかしいかもしれませんが、そんなに慌てる必要はないという考え方に立つかもしれません。おっしゃっていることが違うような気がします。

私が申し上げているのは、本当の原因に近付くために今度の調査はより様々な可能性をしっかりと見極めて一つ一つ潰していく、そのことが大事だと思うから申し上げております。

もう一つ、このことに絡めて話をさせていただきますが、地下水観測井3号の水質が変動している問題があります。施肥や融雪剤の影響だという話できておりますけど、その間

題だって今度の調査の中でしっかりとクリアしていかないと私はいけないと思います。

施肥の影響だというのであれば、隣の畑を一年間借り上げてください。数十万円のお金ですみます。借り上げて一切施肥のない状態で影響があるのかどうかという確認はすぐにもできるじゃないですか。そういうこともちゃんと含めて、一つ一つのことを行って下さい。懸念されることを消していく調査委員会になっていただきたい、あるいは調査委員会としていただきたいと思います。ですからそのことも含めて、ぜひ専門性のある方の参加を、どんな形でも結構ですから、ぜひ担保することを明確にさせていただきたいと思います。

<議長>

せっかくですから地元の委員さんが他にもいらっしゃいますので、ご意見を伺いたいのですけれどもいかがでしょうか。

<委員>

今回二回目の事故が起きた訳ですけれども、一回目の事故の時に説明を受けまして、非常に分かり難いというか、僕らには専門的なものが分からなかったのであまり意見が言えなかった。

今度は二度目ということで、これは地元としては非常に困ったものだなという感じは受けています。この問題は先程から議論されておりますように色んな方の専門的な方を入れて議論すべきではないかと考えております。

<委員>

委員さんがおっしゃっておりますが、漏水検知システムが異常検知したことは現実のことでもありますし、センターももっと責任を持った対応をすることが第一だと思いますので、地域に説明したらどうかという話がありましたが、前に進むにはその方向がいいんじゃないかと私は思います。

<委員>

この処分場ができるという話になってから、数十年経っています。この問題が指摘しているのは、一番初めの時にも指摘しています。普通の事業であれば、我々の仕事であれば、起こるべきものはちゃんと調査し、その費用がどの位かかるのか、そのマニュアルを作って完了とします。その時は何か起きたらこれぐらいかかる、ということで事業は普通成り立つものです。こんなことで何回も何回も、私は小さい地区なので、今回で三回目の区長になりますので当初から来ています。そうは言っても時々なので、数字的なものを言われてもわかりません。ただ一般的にこの状況を考えると今何が必要かということです。昔からの最初の頃のことを言いたしたら、私も言いたいです。でも言っても戻る問題ではあり

ません。ですので、私達が聞きたいのはこれから先にどうなるかです。ここで数字とかいろいろな機械の流れを言われても、我々からすれば、事業団とメンテナンス業者で解決する問題です。私達は今後について、こういうことが何回起きたらどうなるのか、起きないようにするためにはどうするのか。それが日本や世界でも本当に安全なことを行っているのであればそれを行ってもらいたい。また何回やっても異常が出そうだという中で何年も続けていてもしょうがないでしょう。私はそう思います。ですので、まず将来的に今行う調査はもちろん、皆さんが色々言っていたのは素晴らしいものだと思います。ただ、本当に我々が思っているのはいつまでこんなことをしているのか。普通我々の仕事であったらここまでお金をかけようと決めて、じゃそれ以上かかったらどうするんだと、そこは協議で初めて成り立つ訳であって、その度その度にやっても解決にはならないと思います。私はそう思います。ですので、あくまでも、これは明野だけではなくて、日本国中色々なところで、また世界中で文化的な生活をしていけばゴミは出ます。そういう時にどうしたら良いかということを徹底して考えてください。で、同じことの繰り返しはしないように。先程から言われていることをしても同じだと思います。だから今後についてはそういう協議の仕方をしてください。私は次の三月で次の区長になります。次の区長に対してもまた同じようなことがあれば、同じようなことをしなければならぬかもしれない。だからそこら辺は明確にこういうやり方をやるという、明野だけではなくみんなが注目している訳ですから、出来るだけ納得のいくようなやり方をしてもらいたいです。以上です。

<議長>

ありがとうございました。地元の各委員からお話を伺いましたけれども、先程も申し上げましたとおり、実施計画の策定の前の段階で是非処分場をトータルでわかるような委員に入っていただくということが、何人かの委員からの御発言ありましたので、これはこの委員会の意見として事業団の方にお伝えしたいと思いますので、御検討をよろしく願います。

他にいかがでしょうか。

<委員>

調査委員会の設置要綱も事業団で準備されて、全部段取りがされてきている訳ですが、この安全管理委員会がやはりこの場でしか議論ができません。この委員会である程度の方角付けができるとそれが全て独り歩きをして、安全管理委員会で了解がされたということで行くということからずれば、安全管理委員会はそういう位置付けのものなんだという認識を私達安全管理委員会の委員は持っていかなければいけないし、その立場に立ったとしたならば、もっと主体的にこの調査委員会に関しても関わらなければいけない。先程、傍聴はできますということですから、私達も傍聴させていただくことも出来るということだと思っておりますが、専門性はなくともやはり地元の意見を言えるような場が何らかの形で作

っていただけないかなと。ただ傍聴するだけでなく、地元の間だけ気が付く部分もあるかもしれませんので、そういう意見が専門の先生方に表明できる仕組みを御検討いただくことができないのかなと思います。

<議長>

この点はいかがでしょう。特にこうして地元の方が安全管理委員会に代表として何人かに出ている訳ですけど、そういった方々にも、調査委員会に委員として直接入っていただく訳ではない形かもしれませんが、意見を言ったり、提案が出来たりというようなシステムがあってもいいのではないかと私も思うのですが、いかがでしょう。

<事業団>

貴重な御提案ありがとうございます。先程所長から説明させていただきましたが、必要に応じて、専門家の方であってもそうでない方であっても、意見を述べていただくというのは調査委員会の中で御協議いただいて、必要に応じて対応していただけると私どもは理解しております。それにつきましても具体的なお話があれば、私どもが庶務的なことさせていただくことになると思いますけれど、色々と御相談をさせていただければと思います。

<委員>

よろしく願いいたします。

<議長>

他にいかがでしょう。この議題1全般に関して、どんなことでも結構ですので。御質問でも御意見もありましたらお願いします。

<委員>

この資料2の進め方ですが、だいたいのスケジュールをお持ちでしょうか。

<事業団>

今日ここで説明をさせていただいて、委員の構成等の様々な御意見をいただいておりますので、これから事務局でも色々と検討しなければならないことだと思います。

ただ、調査委員会の設置は出来るだけ早くということで、我々は先程も言いましたが、第一に安全を確保したいということで、原因箇所と思われるところを見て、シートの形状や劣化等を調べてもらいまして、適切な処置をとりたいと考えております。

そのため、調査委員会については2月の早い時期に立ち上げたいということを考えております。調査実施計画の策定もその調査委員会に合わせて策定していきたいと思っております。

また、調査の掘削について、その原因と思われる箇所に行きつくだけでも30日から4

0日前後かかります。掘り出した廃棄物や土は埋立地内の別の場所に埋め立てて、覆土をしっかりと、安全を確保しながら行っていきたいと考えております。ただし、これは事業団の考えでして、日程も含めて調査委員会に諮らなければならないと考えております。

平成25年4月上旬から中旬頃に掘削が終わったところで、二回目の調査委員会を開催したいと考えております。その時はシートをまだ現状のままで見られるような状態です。その時には安全管理委員会の委員の皆様にも立ち会っていただき、委員会と並行して一緒に現地確認をしていただきたいと思います。その時点でシートの切り取りが必要という判断されれば、皆さんの前で切り取って、その調査をお願いして分析をしていただきたいと思います。ただ、分析の日数がどのくらいかかるのかということは、具体的な調査の方法が決まっていないのですが、その調査の結果次第ですが、その原因と思われる箇所の結果報告をいただいて、安全管理委員会を開催して、調査委員会から説明をしていただくという流れを考えております。

<議長>

他にいかがでしょうか。

<委員>

大変申し訳ないのですが、中座をさせていただきたいと思います。

<議長>

他にこの議題1に関してご意見ご質問ございませんか。

<委員>

先程、委員からお話がありましたけど、シートの専門業者や漏水検知システムの専門業者にはそれぞれ実績があるはずですが、その過程で類似の事項を当然経験されていると思いますので、調査委員会を立ち上げるに際して、あるいはその事前の段階におきまして、それらの状況を正直に教えていただきまして、この調査委員会において検討すべき、或いは対策を立てるべき事項がありましたら、その時点でしっかりリストアップしておいて、その検討事項の中に加えていくという作業が必要ではないかと思えます。

もっともこの件は前回専門業者の方に似たような事項で質問したことがありますが、なかなか教えていただけなかったという経緯がございます。それは営業上の問題かどうか分かりませんが、なかなか教えていただけない。ただ、今後のこともありますので、色々な経験をお持ちでしたら是非開示していただき、今後の対策を立てる際の参考にしていただければという要望をしていただければと思います。

<事業団>

これは調査委員会を開催した際には、当然その場で今回の事象の説明を事業団からさせていただくこととなります。また今のようなご質問や調査の依頼等あるわけですが、また委員が確定したところで、専門業者に出席していただくなども含めて、できるだけ準備をして第一回目の調査委員会で、様々な可能性について御検討いただけるようになればと考えておりますので、また御指導いただければと思います。

それから、当然そこで実施計画等につきましても私どもとしましても素案は出させていただきますけれども、また具体的な御指示をいただきながら、どういう様に行っていくのかということも含めて、計画という形で、計画の途中でももちろん色々な状況の中で変化することもあるかと思いますが、その様にまず考えておりますので、とにかく事業団といたしましては、出来るだけ委員の皆様の御議論が有効に行っていただきますように、出来るだけの準備をさせていただくということでございますので、また御指示をいただければと考えております。

<議長>

他にございますか。よろしいでしょうか。

特に無い様子ですので、議題1につきましてはこれで終わりにさせていただきまして、続きまして議題2のモニタリングの方に移りたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

<事業団>

冒頭、経緯説明の中で御説明させていただいた内容の中で、概ね概要と言いますか、これまで問題がないということは全般的にお話しているところであります。

お配りした資料につきましては、今年度の現在までの状況のデータとそれをグラフ化したものを示しております。

放流水、処分場内から出た水を処理した水につきましては1ページに示しており、これは全て当然排出基準には適合しているところであります。

次に浸出水については、4ページになりますが、グラフ化したものと測定結果自体はこれまでも示してある図や表でありますので、資料の見方の説明については割愛させていただきますが、測定結果につきましては、これは処理する前の水ですので、ある程度濃度が出るものもありますけれども、特に問題があるものではなく、処理した水は先程申し上げましたとおり排水基準をクリアしているものが全てです。

続きまして6ページですが、これは地下水集排水管モニタリング人孔ということで、今回も異常検知の際に確認したマンホールから出てくる水、これは処分場の遮水構造の下の地下水を拾うものになっております。もし埋立地から漏れた水があった場合はこのモニタリング人孔に流れ込んだり、下から上がってきた地下水と混ざって、何かしら検出されると思いますが、今年度につきましては7月31日以降通水がありませんので、分析自体は

出来ておりません。ただ、仮に漏水があればここにも通水が出ますので、それについて漏水があるとか、分析結果に異常値が出るのであれば漏水を疑うところではありますが、現状では通水自体がありませんので、漏水をしていることはないだろうと判断しております。

8ページにつきましては、モニタリング人孔に連続測定ということで、導電率とpHの電極を刺しこんで10分おきに測定しているのですが、通水がありませんので、現状では測定は出来ておりません。

続きまして9ページになりますけれども、これ以降は地下水の測定結果になります。

地下水観測井1号につきましては、処分場の上流側で処分場の影響を受けない比較対象としての地下水になります。これにつきましても当然問題のない値を示しております。

続きまして11ページですが、地下水観測井2号、これは埋立地の直下、地下水の主流方向の観測井戸になります。これにつきましてもこれまで測定結果としましては、全ての項目で環境基準を十分に達成しております。

そして13ページですが、この地下水観測井2号について、通常の採水するモニタリングとは異なりまして、モニタリング人孔と同様にこの地点に導電率とpHの電極を設置しております。この電極の値についても大きな変動もなく一定の状況にありますので、漏水等が疑われる状況にはありません。

続きまして14ページになります。これは地下水観測井3号の結果となります。こちらにつきましても測定結果は特に問題となることはなく、環境基準を十分達成しておりますので、全ての処分場内と処分場周辺の直近のところの水質について問題はないという結果が出ております。

16ページにつきましては、頻度としては年に2回になりますけれども、周辺の地下水を周辺の方の井戸水を採水させていただいてモニタリングを行っているものであります。これは8月の結果になりますが、異常は出ておりません。また今年1月の始めの方で採水したものにつきましては、結果が出次第、各委員には結果を送付させていただき、ホームページにも公表いたします。

最後の17ページですが、これは水質ということではなく、場内で発生するガスや受け入れているアスベスト等の影響を見るための粉じん、また埋立過程における騒音や振動、こういったものの総合的な調査となっております。それにつきましても特に問題となる値というものは出ておりません。平成25年1月上旬に実施したものにつきましては、結果が出次第、先程と同様に委員の方には結果を送付いたしますとともに、ホームページに公表し、次回の安全管理委員会で資料として報告することになると思います。

モニタリング結果につきましては以上になります。

<議長>

ありがとうございました。

それではモニタリングの結果につきまして、御質問や御意見等ありますでしょうか。デ

一タが沢山あって、なかなか短時間で全てを見るのは難しいと思いますが。全体を通して特に異常はないということですね。

<事業団>

異常はありません。

特に申し上げることがあるとすれば、前回モニタリング調査の中で、これは漏れているということではないのですが、5ページになりますが、昨年7月の安全管理委員会の時に、浸出水中のダイオキシン類についてちょっと高い濃度が出たということで御報告したのですが、その後の調査におきまして、数値が格段に下がっており、その時はやはり非常に濁った状態で、そういったものの影響があったのではないかという見解をこちらとしても示しましたけれども、その後の臨時測定を含めた測定を見ますとやはり濁った状態が解消されるに従いまして、ダイオキシン類の濃度が下がっている状況です。12月21日は今回の異常検知を受けて行った臨時調査となりますが、これはダイオキシンの分析に時間がかかるため確定値としては得られておりませんが、ちょうど本日、分析業者の方から入った速報値によると、問題はない値でありましたので、正式に結果が届き次第御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。

では、議題2につきまして、特に御意見、御質問は無いようですので、以上を持ちまして本日予定しておりました議事については全て終了ということにさせていただきます。

皆様に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

<司会>

議長におかれましては円滑な議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

それでは、これを持ちまして本日の安全管理委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。